

坂祝町人権施策推進指針 (第2次)



令和4年3月

坂 祝 町

目次

第1章	人権施策推進指針の基本的な考え方	1
1	指針策定の背景	1
2	指針策定の趣旨	5
3	基本理念	5
4	指針の位置付け	6
5	指針の推進体制	7
6	指針の推進期間	7
第2章	指針の基本的な方向	8
1	人権教育	8
2	人権啓発	11
3	人材育成	13
第3章	分野別施策の推進	14
1	女性の人権	14
2	子どもの人権	17
3	高齢者の人権	20
4	障がい者の人権	23
5	同和問題	26
6	外国人の人権	29
7	インターネットによる人権侵害	32
8	感染症患者等の人権	34
9	刑を終えて出所した人の人権	37
10	犯罪被害者とその家族の人権	39
11	性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権	41
12	さまざまな人権問題	43

第 1 章

人権施策推進指針の基本的な考え方

1 指針策定の背景

(1) 国際的な動き ●●●●●●●●

国連は、昭和 23（1948）年の第 3 回総会で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和 40（1965）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約[※]（人種差別撤廃条約）」、昭和 41（1966）年の「国際人権規約[※]」、昭和 54（1979）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約[※]（女子差別撤廃条約）」、平成元（1989）年の「児童の権利に関する条約[※]（子どもの権利条約）」、平成 18（2006）年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取り組みを続けてきました。

※あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）：

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約のことです。

※国際人権規約：

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しています。

※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）：

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約で、わが国も1985年（昭和60年）に批准しています。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であると、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女平等の達成のために必要であると強調されています。

※児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約のことです。わが国は、1994年（平成6年）4月に締結しています。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和 43（1968）年、「国際婦人年」昭和 50（1975）年、「国際児童年」昭和 54（1979）年、「国際障害者年」昭和 56（1981）年など決めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の 10 年」昭和 51（1976～）年、「国連障害者の 10 年」昭和 58（1983～）年などの取り組みも展開しました。

その後、平成 6（1994）年には平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが国連総会で決議され、その後、平成 16（2004）年には、「人権教育のための世界計画」を開始しました。平成 17（2005）年から平成 19（2007）年までを第一段階とし、初等・中等学校制度における人権教育の推進に焦点をあて、取り組みが推進されました。次いで平成 21（2009）年まで 2 年間延長し、第二段階に移行し、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあて、世界各国で 21 世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

（2）国内の動き ●●●●●●●●

国においては、昭和 22（1947）年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の下、各種の人権課題に取り組みました。昭和 31（1956）年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」昭和 54（1979）年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」平成 7（1995）年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」昭和 60（1985）年に締結、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」平成 6（1994）年に批准、「障害者の権利に関する条約」を平成 26（2014）年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取り組みを展開しました。

国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、平成 9（1997）年 7 月に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。その後、平成 12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成 14（2002）年に「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定しました。

さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、平成 16（2004）年に「人権教育の在り方について（第1次とりまとめ）」が、平成 18 年（2006）年に「第2次とりまとめ」、平成 21（2009）年に「第3次とりまとめ」が公表されました。

また、個別の関係法令として「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が平成 12（2000）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成 13（2001）年に、「犯罪被害者等基本法」が平成 16（2004）年に施行、「障害者基本法」が平成 16（2004）年に改正、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「障害者自立支援法」が平成 17（2005）年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28（2016）年に施行されました。また、「いじめ防止対策推進法」が平成 25（2013）年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が平成 26（2014）年に、「部落差別解消の推進に関する法律」が平成 28（2016）年に施行されるなど、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んでいます。

（3）県内の動き ●●●●●●●●

県においては、平成 10（1998）年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。

平成 12（2000）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、様々な人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター[※]」が設置されました。

そして、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成 15（2003）年 3 月に策定されました。この指針によって、県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

平成 17（2005）年 5 月には、これまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会[※]」を設置し、人権施策を推進しています。

平成 20（2008）年 3 月には、DV や子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が行われました。

また、平成 21（2009）年 3 月に平成 21 年度から 10 年間の県政の方向性を定め、策定された県の長期構想を踏まえるとともに、分野別施策については、県の各分野と連携を取りながら、施策を進めてきました。こうした中、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において示された多くの国民の行動力は、「人を思いやる心」、「人と人とのつながりの大切さ」に改めて気づくきっかけとなり、日々の生活において心の豊かさがより重視されるようになりました。

平成 25（2013）年 3 月に、「岐阜県人権施策推進指針」の第二次改定が、平成 30（2018）年 3 月に第三次改定がなされ、県民一人ひとりが「よく生き合う[※]力」を育むことのできる人権教育・人権啓発の推進が図られています。

※岐阜県人権啓発センター（Tel 058-272-8252）：

2000 年（平成 12 年）4 月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権に関する問題の解決を図るために設置された機関で、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

※岐阜県人権懇話会：

2005 年（平成 17 年）5 月に、「県民一人ひとりの人権が最大限尊重された日常生活を送ることができる社会」を目指すために、人権に関係する有識者から様々な角度から、県が取り組むべき人権施策の推進方策について、意見をいただくために設置した機関です。

※よく生き合う：

このことばは、「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば答える『呼応の関係』」という考え方を表します。人は一人で生きているわけではありません。生き合う中で生きる力をもらっているということです。

2 指針策定の趣旨

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

しかし、社会構造が複雑多様化する中、人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別など、新たな問題も生じています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本町においても人権意識を高め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うために、「坂祝町人権施策推進指針」を策定することとしました。

3 基本理念

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、さまざまな面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。

自分や他人のいのちを最大限に尊重し、誰もがお互いに認め合い、人権問題を正しく理解し認識を深めることにより自分自身の問題としてとらえ、社会全体の人権意識の高揚を図り、日常生活で人権尊重の意識を感覚として身につけ行動できる社会の実現を目指し、以下の基本理念を設定します。

基本理念

人権意識を高め、誰もが平等な社会の実現

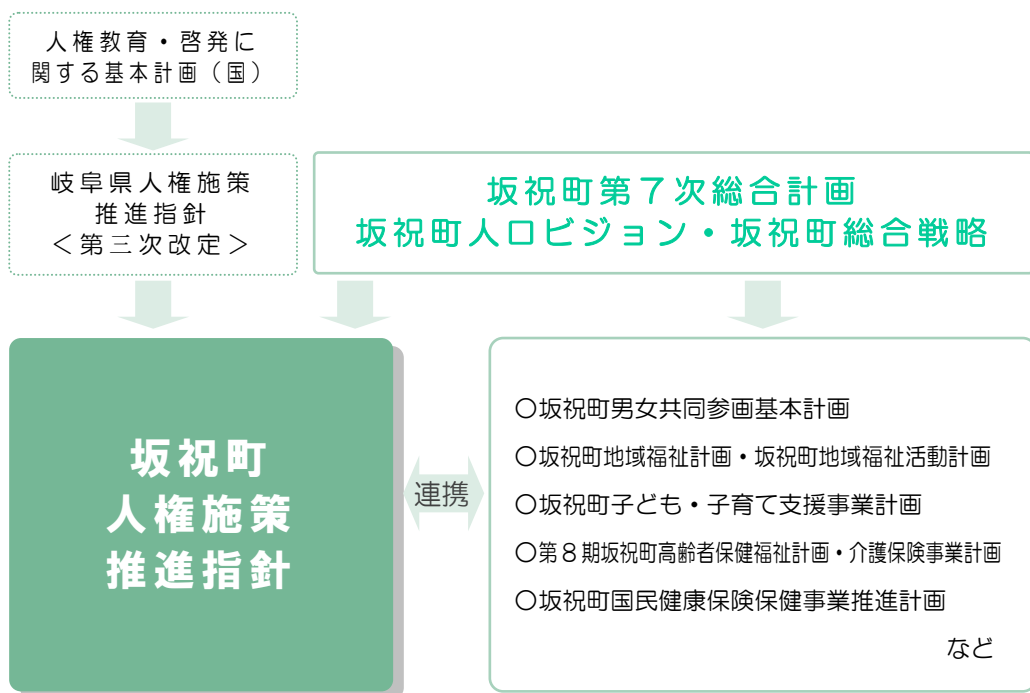


4 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本町の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

坂祝町における人権施策は、「坂祝町第7次総合計画」のもとに、個別分野ごとの計画において具体的な取り組みが推進されています。本指針の役割は個別計画において取り組まれている施策を横断的につなげ、人権施策の取り組みを全庁的に推進していくことにあります。

そのため個別分野における具体的な取り組みについては、各個別計画において整理し、本指針においては、人権施策推進にあたっての本町全体の方向性を整理します。



5 指針の推進体制

人権に関わる課題は、多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るため、窓口税務課が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

さらに、国・県・周辺市町村をはじめとした関係機関と連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

また、定期的な点検による取り組み状況の把握や評価などを行うことで、課題の洗い直しや対策の検討を行い、住民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて各関係計画との調整を図りながら見直しを実施していきます。

6 指針の推進期間

本指針の推進期間は、令和4（2022）年度から令和9（2027）年度までの6年間とします。また、推進期間内においても、施策の検証・住民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

第2章

指針の基本的な方向

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情等を踏まえつつ、住民一人ひとりが自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていく行動がとれるよう、学校教育、社会教育・生涯学習を通じて推進するものです。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、関心をもっている人権問題について「障がい者の人権問題」「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」が3割以上、「女性の人権問題」「インターネットによる人権問題」「東日本大震災に起因する人権問題」が2割以上となっています。県調査と比較すると、「高齢者の人権問題」への関心が高い一方で、「アイヌの人々の人権問題」、「インターネットによる人権問題」が低くなっています。また、人権意識を高める有効な方法としては、「学校での教育」が6割以上、「家庭での教育」が5割以上となっています。

そのために、家庭・学校・地域社会における良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

家庭では、遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールを伝えていくことが大切です。

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営む上で必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

図 現在関心をもっている人権問題について

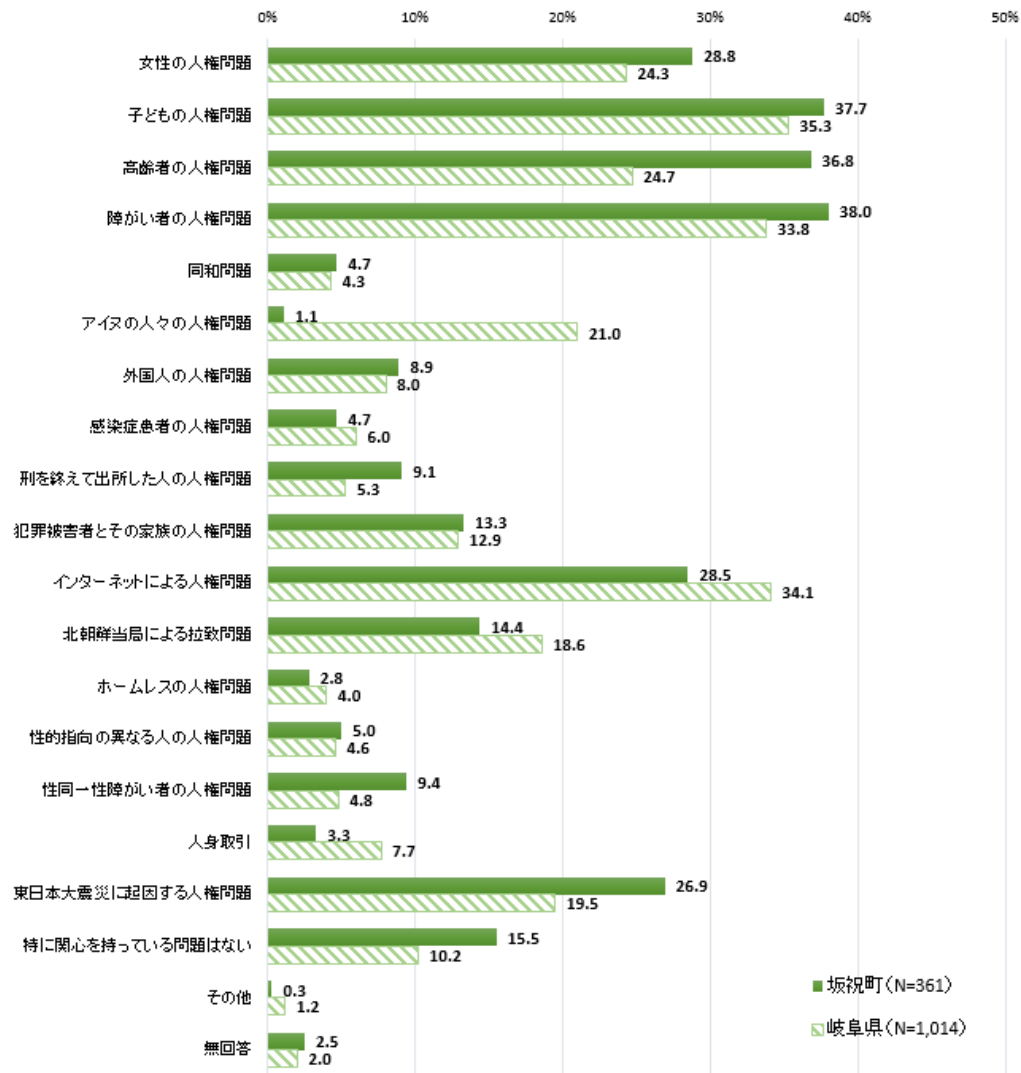
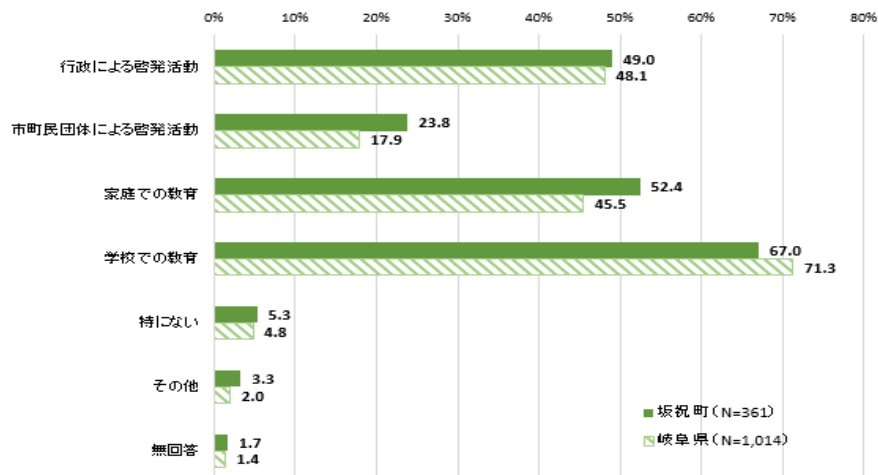


図 人権意識を高める有効な方法について



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 学校教育における人権教育の推進

子どもが自尊感情を育み、平等を前提として互いの違いを認め合える人権尊重教育を推進します。

いじめや暴力行為などへの即時対応や未然防止、虐待の早期発見などに各学校が取り組むとともに、いじめの積極的な認知を徹底するよう努め、学校間の連携や学校、地域、家庭、関係機関との連携を強化します。

2 社会教育・生涯学習における人権教育の推進

人権講演会や研修会などに気軽に参加できる仕組みづくりや、さまざまな人権問題への正しい知識と認識を得られる充実した内容の講座を開催することにより、広く人権教育に努めます。



2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにすることです。

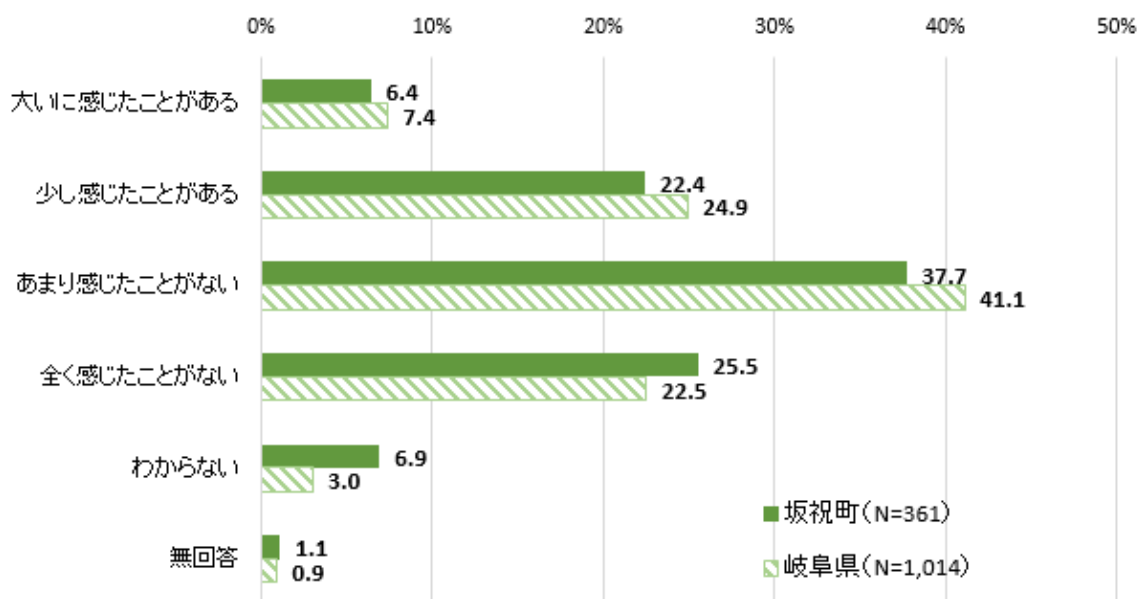
社会を取り巻く状況として、国際化や情報化の進展などが今まで以上に重要視されてきているなど、様々な人権問題がある中で、その内容や実施方法については、住民の理解と共感が得られるものであることが必要です。

人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認めあい、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発などが重要となります。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、これまでに人権を侵害されたと感じたことがある人が、県調査よりは少ないですが約3割となっています。また、人権意識を高める有効な方法としては、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が3割、「冊子、資料の作成、配布」が1割となっています。

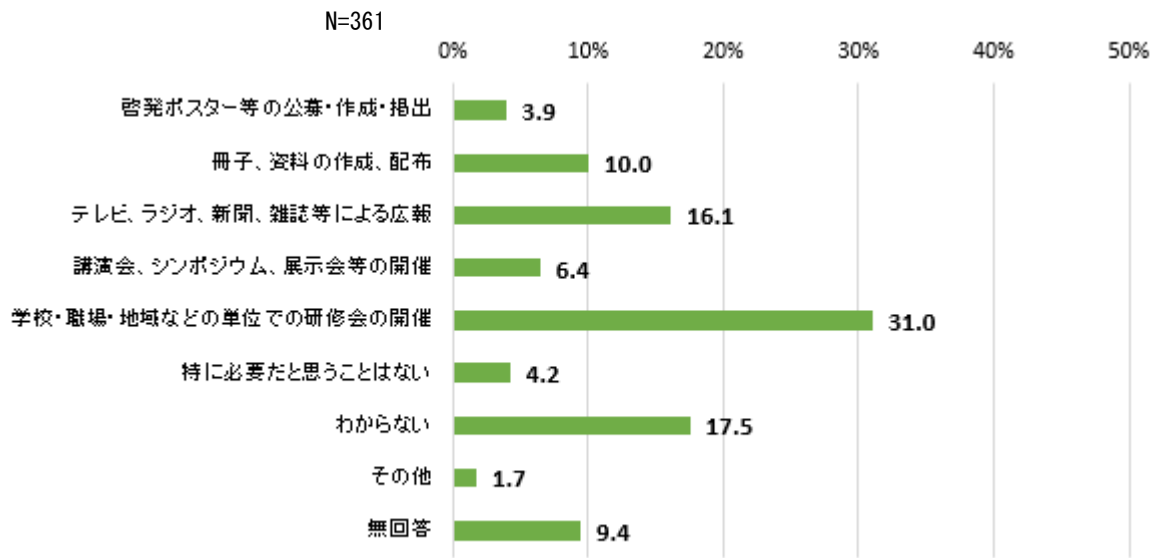
住民一人ひとりが、人権問題を自分のこととしてとらえ、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚でき定着するように、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などにより、人権感覚を育める人権啓発を効果的に行っていく必要があります。

図 人権を侵害されたと感じたことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

図 人権侵害に関する認識を深めるために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 住民への啓発

様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、住民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実します。また、住民の参加や人権に関する教材の有効利用等の効果的な手法について検討します。

2 企業等への啓発

雇用や就労におけるあらゆる差別の解消、男女共同参画社会の実現、特定職業従事者の人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへの人権啓発を図ります。

3 人材育成

人権教育や啓発を通じて住民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このため、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、相互の連携やネットワークを強化し、あらゆる研修の機会を通して人権教育・啓発の充実を図る必要があります。



【施策の方向】

1 各種研修の実施

職員一人ひとりが、一般的知識の理解にとどまることなく、高い人権意識を身につけた上で人権に配慮した職務を実践していけるように、研修を充実させるとともに、他機関が実施する各種研修会や講演会へ派遣を行うなど、あらゆる機会をとらえて、継続的な人権教育と人権啓発に努めます。

2 個人情報保護に関する啓発

一人ひとりが個人情報の重要性について自覚し、正しく認識し、個人情報保護制度の周知徹底のために、研修や啓発に努めます。

第 3 章

分野別施策の推進

1 女性の人権

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

特に、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するため、平成 28（2016）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、地方公共団体や企業等に女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取り組みを進めています。

本町では、平成 25（2013）年に「坂祝町男女共同参画基本計画」を策定し、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会を目指しています。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う女性の人権問題について、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 41%と最も高く、次いで「性別による固定的な役割分担意識があること」が高くなっています。また、女性の人権問題を尊重していくために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 46%と最も高く、次いで「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」が高くなっています。

仕事と家庭の両立のための社会環境の整備、男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取り組みや支援、あらゆる分野における男女共同参画社会の促進が必要とされています。

また、男女間の暴力に関しては、平成 25（2013）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が改正されました。

ドメスティック・バイオレンス※は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

※ドメスティック・バイオレンス：

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

図 特に問題があると思う女性の人権問題について

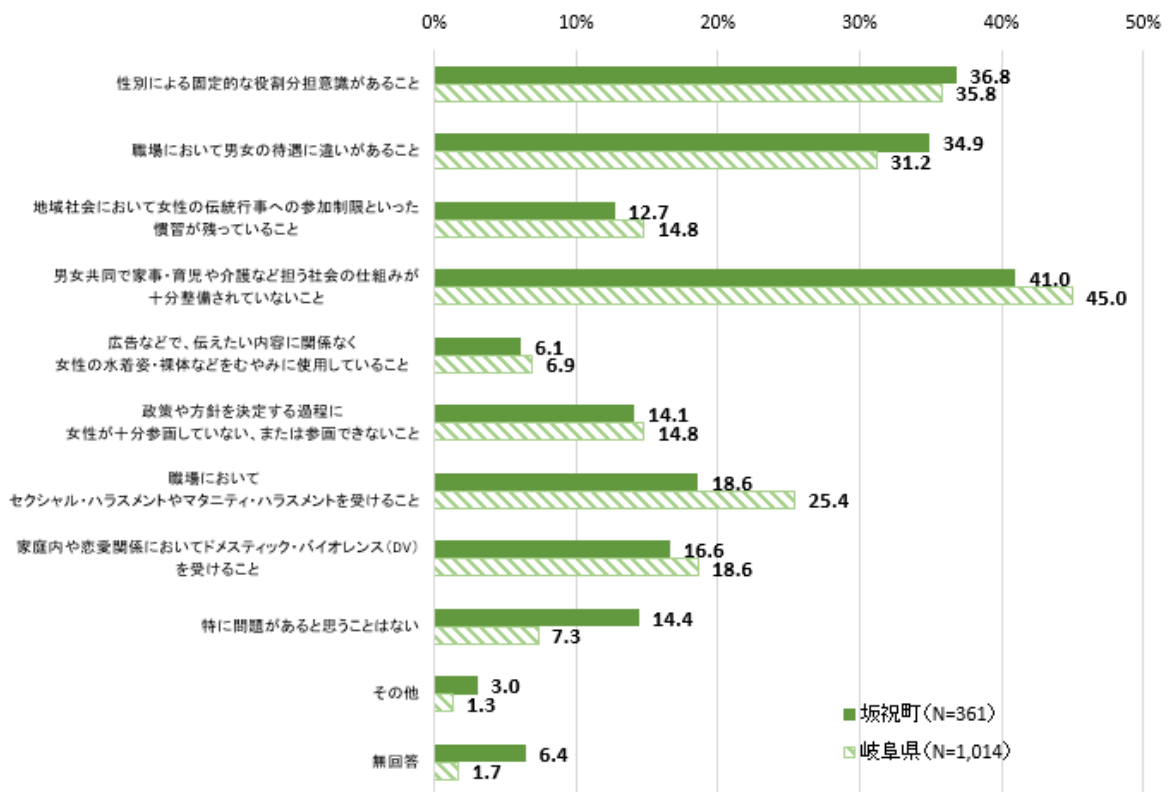
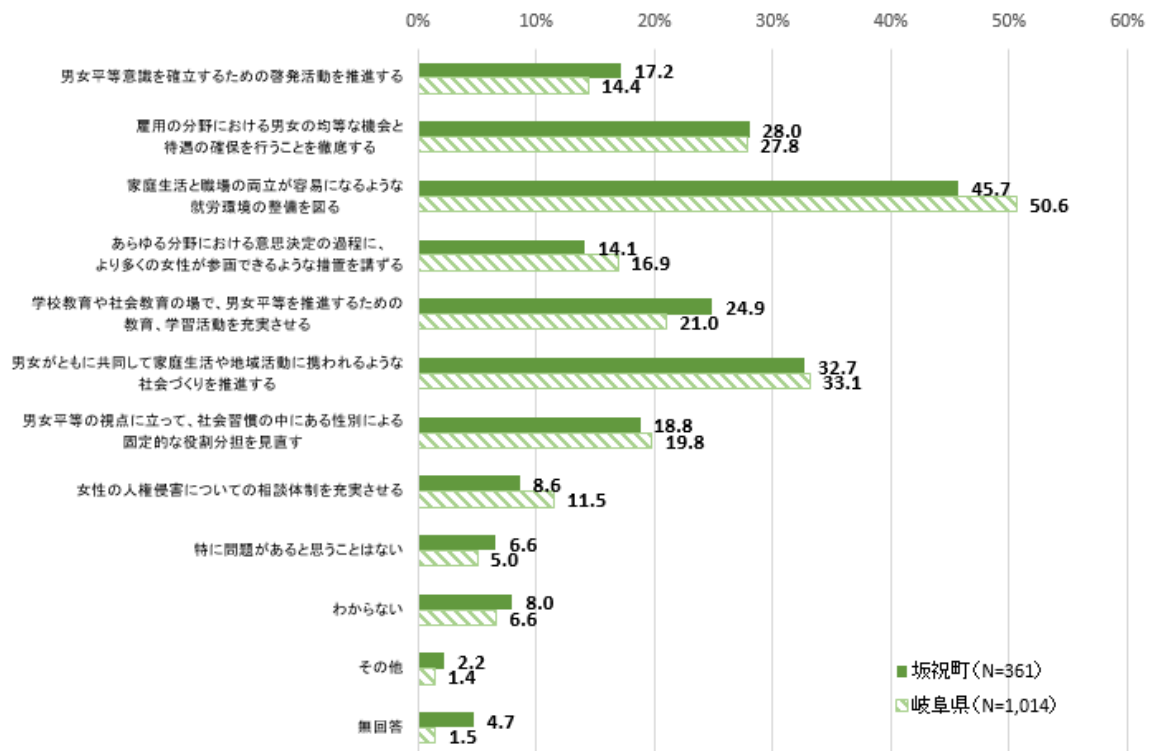


図 女性の人権問題を尊重していくために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 人権の尊重をめざす住民意識の育成

男女が相互に人権を尊重し合い、共に豊かな生活を送ることができる社会を目指して、人権啓発や住民意識の育成を進めるなど男女平等社会への環境づくりに努めます。

2 労働における男女差別の解消と女性の登用推進

男女雇用機会均等法の理念に基づき、労働における男女差別の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、さまざまな分野において女性の意見を組織の意思決定に反映させる環境づくりを推進します。

本町では、審議会等における女性委員の割合を向上させ、政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に努めます。

3 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

男女が共に仕事、育児や介護、地域活動などを両立させることによって、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、雇用環境、社会環境の整備を関係機関と連携を図りながら推進します。

4 あらゆる暴力から女性を守るための相談支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント※、虐待などの暴力から女性の人権を守るため、暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害女性への相談・支援体制の充実を図ります。

さらに、加害者自身が暴力から脱却するための加害者更生についても、関係機関と連携し、取り組みを推進します。

5 「坂祝町男女共同参画基本計画」に基づいた施策の推進

性別に関わりなく家庭、地域、学校・職場など様々な日常の場面において、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、教育と啓発を両輪とした取り組みを推進します。

※セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）：

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

2 子どもの人権

国は、日本国憲法の下、昭和 22（1947）年に「児童福祉法」、昭和 26（1951）年に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、「児童の権利に関する条約」についても、平成 6（1994）年に批准しました。

本町では、平成 27（2015）年に「坂祝町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承した「坂祝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で“子ども・親・地域みんなが育つ 健やかで安心なまち さかほぎ”を目指しています。

核家族化の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況にあるとともに、地域社会の結びつきが希薄になってきています。このような中で、子育てが孤立し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護（過干渉）、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う子どもの人権問題について、「身体への直接攻撃や相手が嫌がることをするなどのいじめを行うこと」が 58%と最も高く、次いで「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」「家庭で親が子どもを虐待すること」が高くなっています。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」が 59%と最も高く、次いで「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」「子どもの人権相談所や電話相談所を充実する」が高くなっています。

子どもも一人の人間であるということを認識し、それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。



図 特に問題があると思う子どもの人権問題について

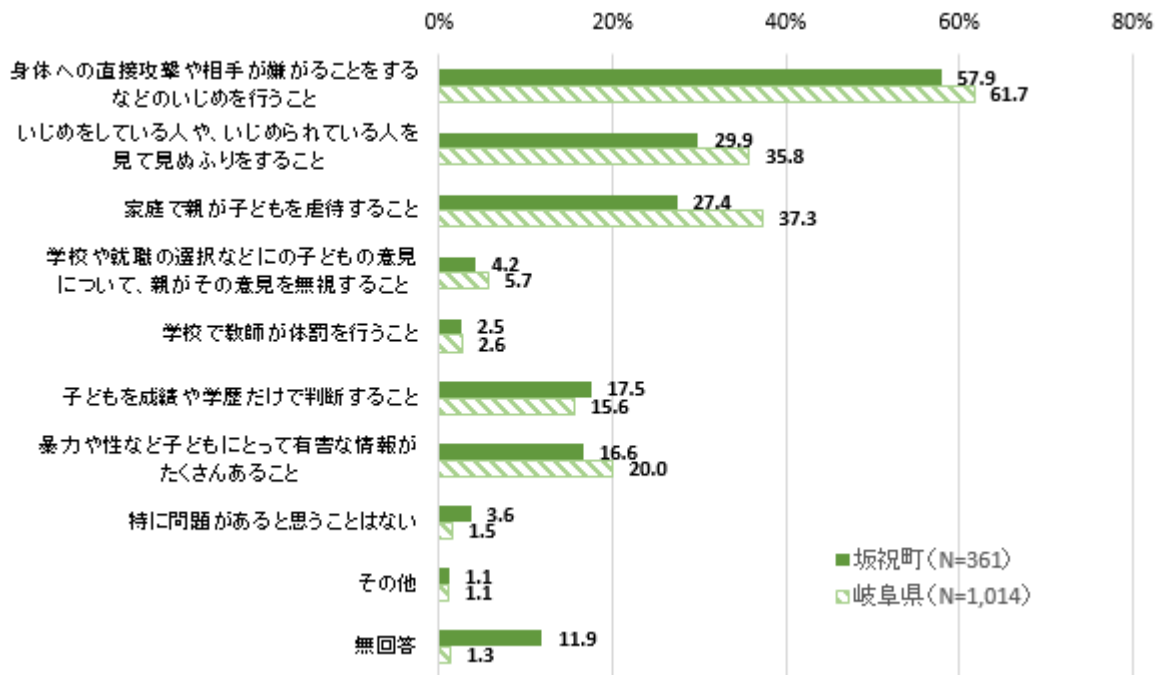
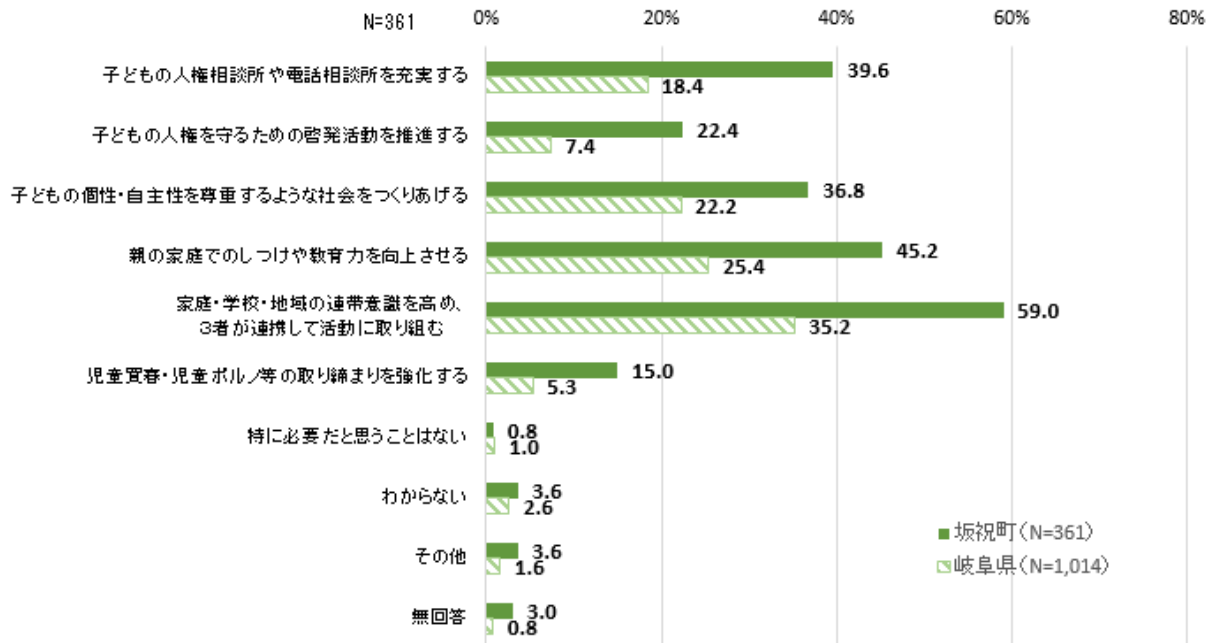


図 子どもの人権を守るために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子ども一人ひとりの人権が尊重されるよう、広く住民に対して「児童の権利に関する条約」の周知を図るなど、子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進します。

また、自分や他人の人権を大切にすることを育てていくため、学校、家庭、地域社会が連携を図り、幼児期から人権尊重の精神を育むための教育を推進します。

2 子育て支援サービスなどの推進

子どもの個性や人格を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、家庭での子育てや「しつけ」が適切に行われるよう、また、育児ノイローゼなどを防ぎ、保護者の不安や悩みが解消され、安心して子どもを産み育てられ、子どもが明るく健やかに育つことができるよう子育て支援を充実させます。

3 児童虐待や性犯罪の防止に対する取り組みの推進

児童虐待や性犯罪の未然防止や早期救済を図れるよう、住民に対して児童虐待等の防止に関する幅広い広報・啓発活動を推進するとともに、福祉事務所、民生委員児童委員など関係機関との連携はもとより、地域ぐるみで子どもを見つめ、支援するネットワークづくりを進めます。

4 いじめや不登校等に対する取り組みの推進

いじめ問題に対して、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を図れるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関などの連携を一層強化し、相談体制の整備、充実を図ります。

また、不登校児童・生徒の学校生活への復帰に向けて、スクールカウンセラーの配置や子どもの自主性を伸ばすための教室での取り組みを進め、児童・生徒の自立を支援していきます。

5 子どもの健全育成環境の整備

子どもの健やかな成長を促進していけるよう、学校、家庭、地域社会が連携を図り、学校外の子どもの居場所づくりや学童保育の充実などに努めます。

6 相談・支援体制の整備

子育て世代包括支援センターの設置などを通して、子どもや保護者への相談体制・支援体制の整備を進めます。

3 高齢者の人権

わが国においては、少子・高齢化が加速し、令和2（2020）年国勢調査における高齢化率は28.6%となっています。

本町においても、高齢化率は28.2%となっており、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う高齢者の人権問題について、「経済的に自立が困難なこと」が44%と最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」「悪徳商法の被害が多いこと」が高くなっています。また、高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る」が52%と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」「学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」が高くなっています。

また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には人から面倒がられる存在となり、排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳に係る問題となっていくような場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人ひとりが高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にすることを育てることが必要です。

さらに、高齢者に対する介護者からの肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待、あるいは高齢者に対する就業差別といった事案が大きな社会問題として表面化していることから、高齢者虐待の対応や認知症になっても本人や家族が安心して生活を続けられるような対策が必要です。

図 特に問題があると思う高齢者の人権問題について

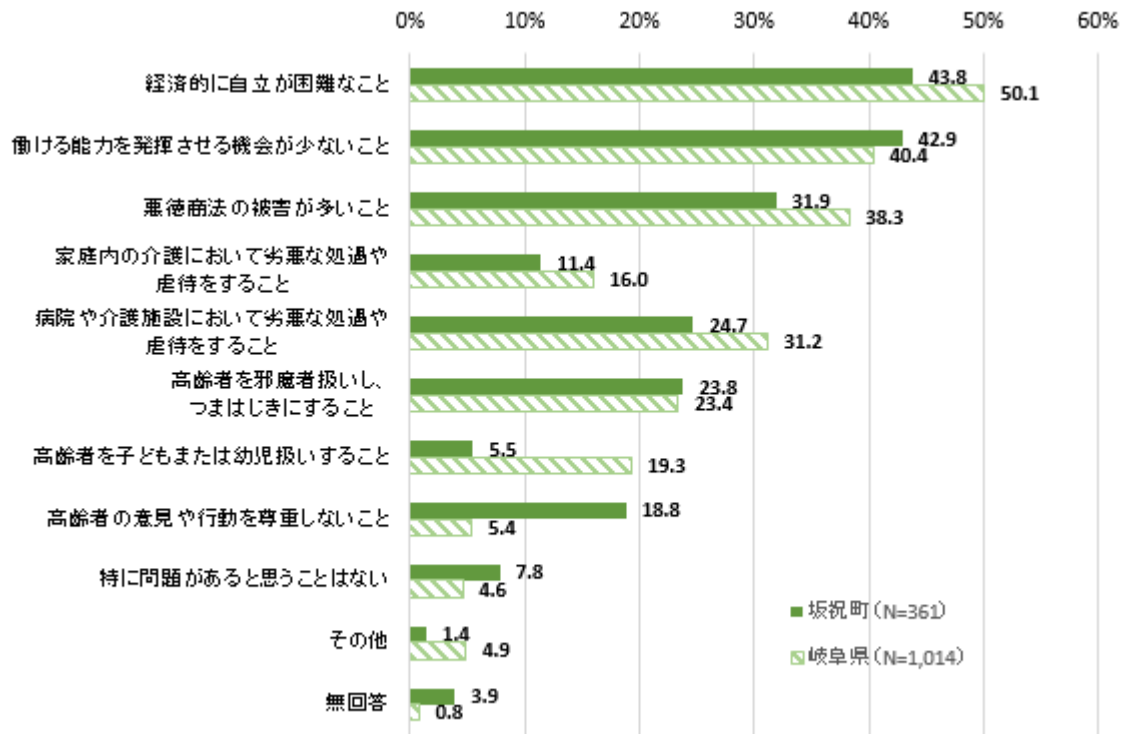
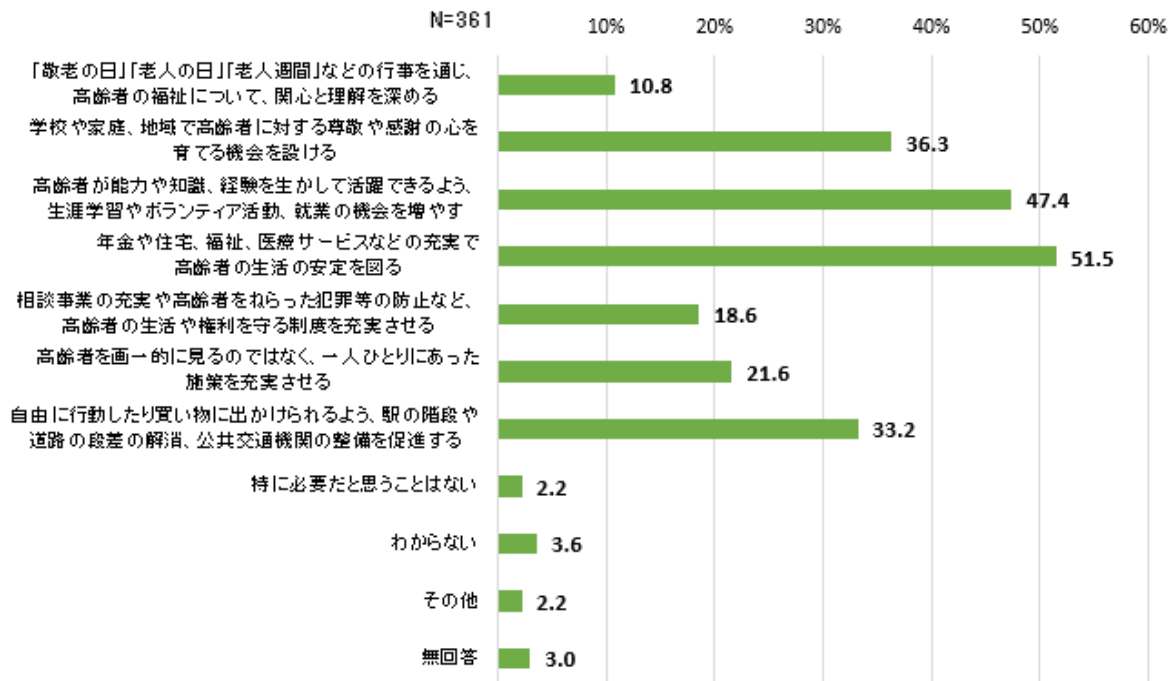


図 高齢者の人権を守るために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 福祉教育、啓発活動の推進

広く住民に、保健・医療・福祉が連携する地域包括ケアシステムの必要性と、高齢者や障がいのある人たちを地域全体で支える体制づくりの重要性を理解してもらえる啓発活動を進めます。学校においては児童生徒に対して、思いやりの心を育てたり、ボランティア活動を推進したりします。

福祉施設等に入所・通所している高齢者について、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、施設の職員をはじめとする福祉関係者への研修支援に努めます。

2 就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがい確立できるよう支援していきます。

世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

3 地域生活支援体制の推進

高齢者個々に応じたサービスの提供や地域の支え合いによる見守りのネットワークシステムの充実を図ります。さらに、成年後見制度^{*}の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援や情報提供を行い、高齢者の権利擁護を図ります。

4 認知症などの理解と介護等の施策の整備

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取り組みを行います。

早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実を目指すとともに、本人・家族の支援に結びつくよう、医療と介護の連携強化を図ります。

※成年後見制度：

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等をしたることにより、本人を保護、支援します。

4 障がい者の人権

国においては、平成 23（2011）年6月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」成立、同年8月「障害者基本法」の改正、平成 24（2012）年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立、さらに平成 25（2013）年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立を経て、平成 26（2014）年1月に障害に基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結し、平成 28（2016）年に、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う障がい者の人権問題について、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」が 55%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」「道路の段差や駅の建物など外出に支障がある」が高くなっています。また、障がい者の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」が 50%と最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」「障がいのある人のための各種相談や情報提供事業を進める」が高くなっています。

障がいのある人々への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。

障がいのある人の自立及び社会参加にとって弊害となる家庭内、施設及び就労先での虐待についても、未然防止、早期発見など迅速な対応がとれるよう、関係機関の協力体制や支援体制を整備することが求められています。



図 特に関心があると思う障がい者の人権問題について

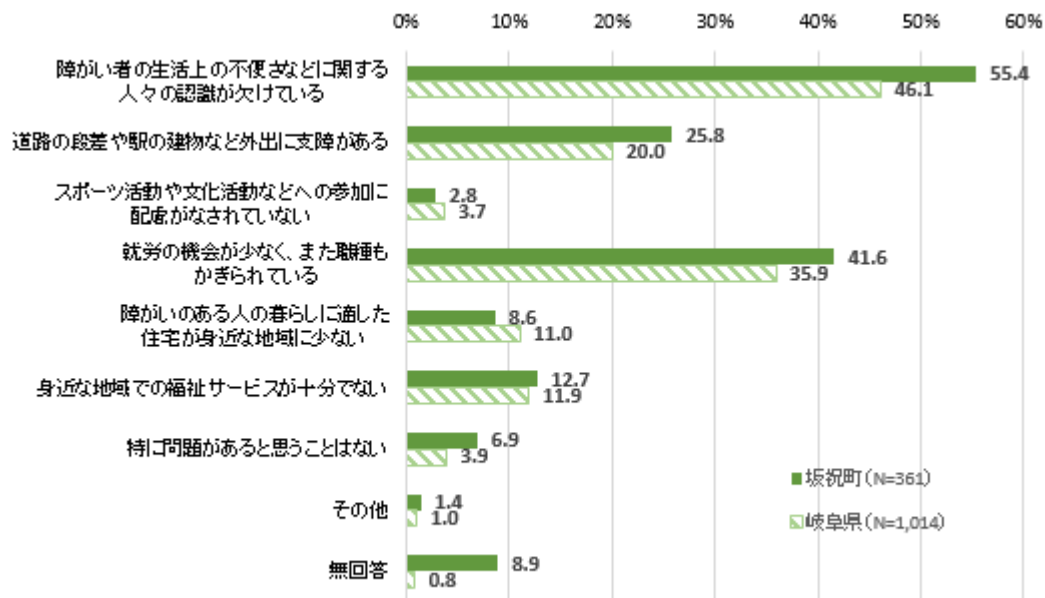
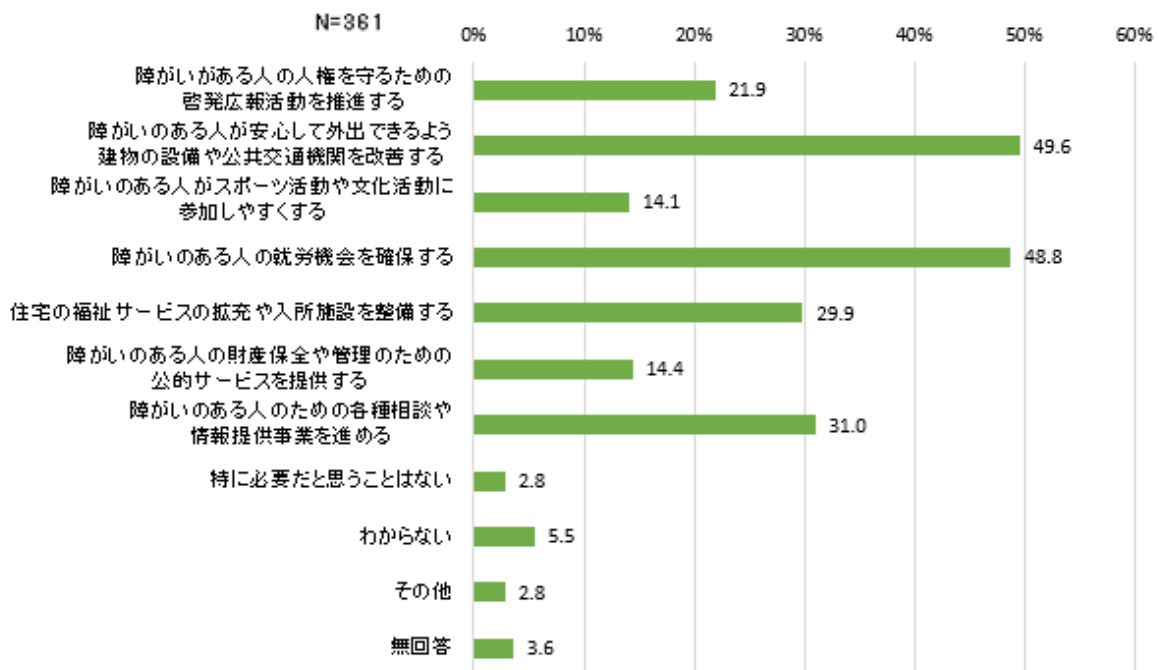


図 障がい者の人権を守るために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 ソーシャルインクルージョンの社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するため、地域で共に豊かな生活を送れるよう、障がいのある人への理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、ユニバーサルデザイン※の推進、雇用、社会参加などソーシャルインクルージョン※の社会の実現に努めます。

2 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、一生涯の学びを通して自由で自発的な意思に基づき、積極的に社会参加し、自立した、豊かな地域生活が送れるよう生涯学習環境を整備します。

3 地域生活への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実を進めます。

4 雇用、就労の促進

障がいのある人が、働くことを通して社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者雇用率制度の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。

5 教育、育成の充実

障がいのある子どもたち個々に合わせ、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成するよう努めます。

6 保健、医療の充実

障がいのある子どもの早期療育など、それぞれの障害の状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーションなどのサービスを関係機関と連携し、適切に提供できる体制の整備に努めます。

7 相談支援体制の充実

障がいのある人の日常生活を支援するため、必要な情報の提供や助言、指導を実施する相談窓口の充実を図ります。

また、判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面や身体・精神面についての相談支援を充実させるため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。

※ユニバーサルデザイン：

平成14年12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

※ソーシャルインクルージョン：

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

5 同和問題

同和問題は、わが国固有の人権問題です。昭和 40（1965）年の同和対策審議会の答申では、『同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。』と基本的認識が示されています。

国においては、昭和 44（1969）年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和 57（1982）年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和 62（1987）年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、同和対策事業は、33 年間にわたって実施されました。しかし、この事業も平成 14（2002）年 3 月末に廃止され、一般対策へと移行されました。また、近年では、インターネット上での差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的として平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

これらの施策等によって、同和問題に関する差別意識は、解消に向け大きく進んでいるというものの、未だに、同和地区出身を理由に結婚やつき合いを反対される人権侵害などの不当な差別や偏見、誹謗・中傷などの差別事件・事象が後を絶たない残念な現実があります。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、同和問題についての考え方は、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が 29%と最も高く、県と比較して「特に関心はない」が低く、「わからない」が高くなっています。また、同和問題を解決するために重要なことは、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が 33%と最も高く、次いで「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」が高くなっています。

同和問題の解決に向かって主体的な取り組みをするため、住民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広めるための教育・啓発を推進していくことが求められます。

また、「えせ同和行為[※]」など同和問題解決の妨げとなるものについては、関係機関との連携を深め、根絶しなければなりません。

※えせ同和行為：

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

図 同和問題についての考え方について

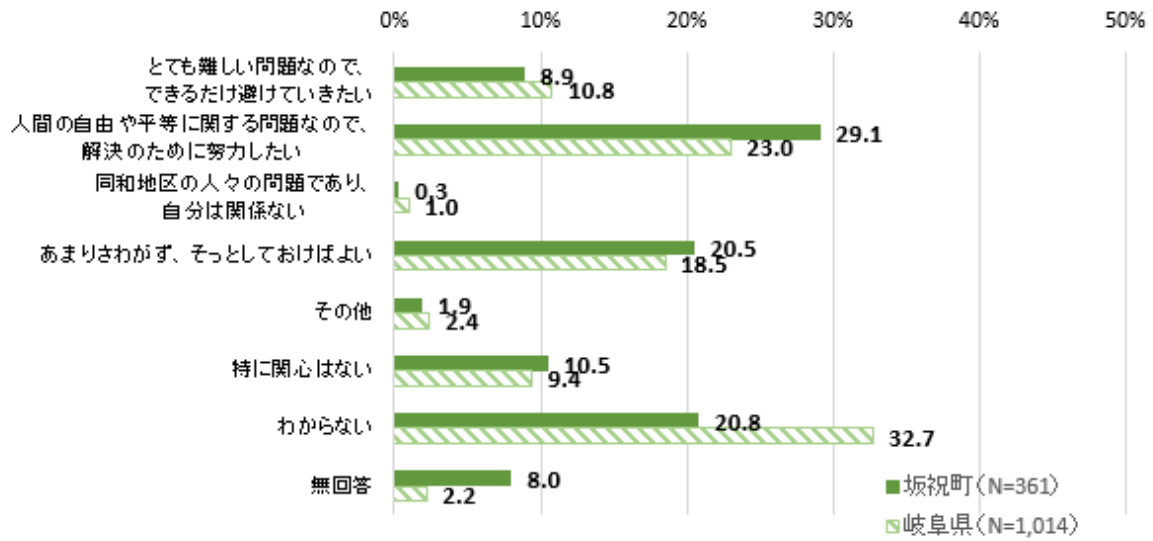
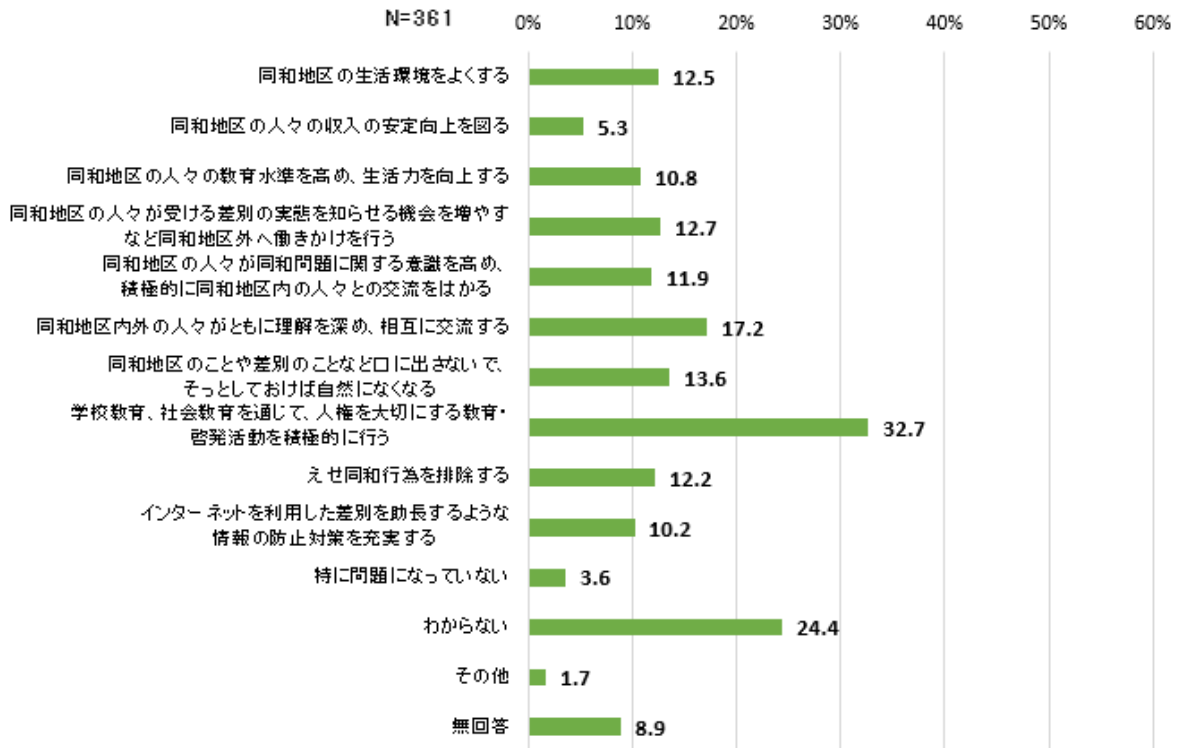


図 同和問題を解決するために重要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。
地域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで取り組む人権・同和教育、啓発活動により、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

2 児童生徒の進路保障、就労問題への取り組み

進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に対し徹底して寄り添うことによって、夢と希望を実現するよう支援をしていきます。
就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考をするよう事業主に対し理解と協力を求めます。

3 同和問題に対する住民意識の把握

同和問題に対する住民意識の把握に努めながら、さまざまな課題の解決に向けた取り組みを進めます。

4 相談活動の充実と適切な対応

同和問題に関する住民からのさまざまな相談に適切に対応し、その解決を図るとともに、行政施策への反映を図ります。
また、就労、教育、保健福祉などすべての分野を包括した総合的な相談事業の推進について検討していきます。

5 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。このような、「えせ同和行為」の排除の一層の強化に向けて、企業や関係機関との連携を図ります。

6 外国人の人権

国においては、昭和 54(1979)年に「国際人権規約」をはじめ、昭和 56(1981)年には「難民の地位に関する条約」、平成 7(1995)年には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等に参加・批准し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向けて、取り組みを進めています。また、平成 28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

本町の外国人登録者数は、令和 3(2021)年 12 月末現在、503 人で人口の約 6.3%が外国籍住民となっています。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う外国人の人権問題について、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 54%と最も高く、次いで「外国人についての理解や認識が十分でないこと」「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」が高くなっています。

また、外国人の人権を尊重するために必要なことについて、日本人では「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が 51%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場の確保に理解をする」「外国人の子どもに対し、自国の言語で教育を受けることができる環境を整備する」が高くなっています。一方、外国人は日本人に比べ、「外国人のための住宅の確保に際し、不利な取扱いをしない」「外国人との結婚に対する偏見をなくす」が高くなっています。

外国籍住民が地域の一員として活動できるよう、日頃から外国人住民との顔の見える関係を築き、地域への参加促進や外国語による情報提供などを行い、またボランティア団体等と連携し、日常生活に必要な日本語を習得するための日本語講座の開設、国際交流会の開催をはじめ、関連施策の充実や人材の養成が必要となっています。

また、住民に対して、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことができ、多文化共生社会や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発・教育を進める必要があります。



図 特に関心があると思う外国人の人権問題について

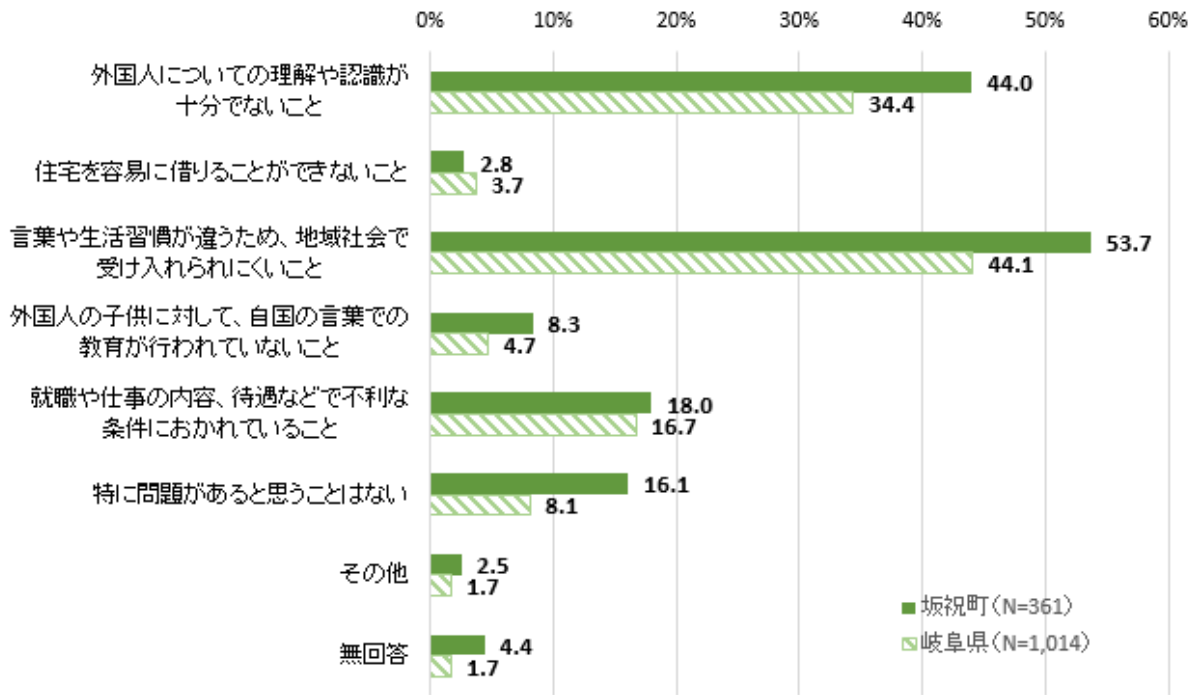
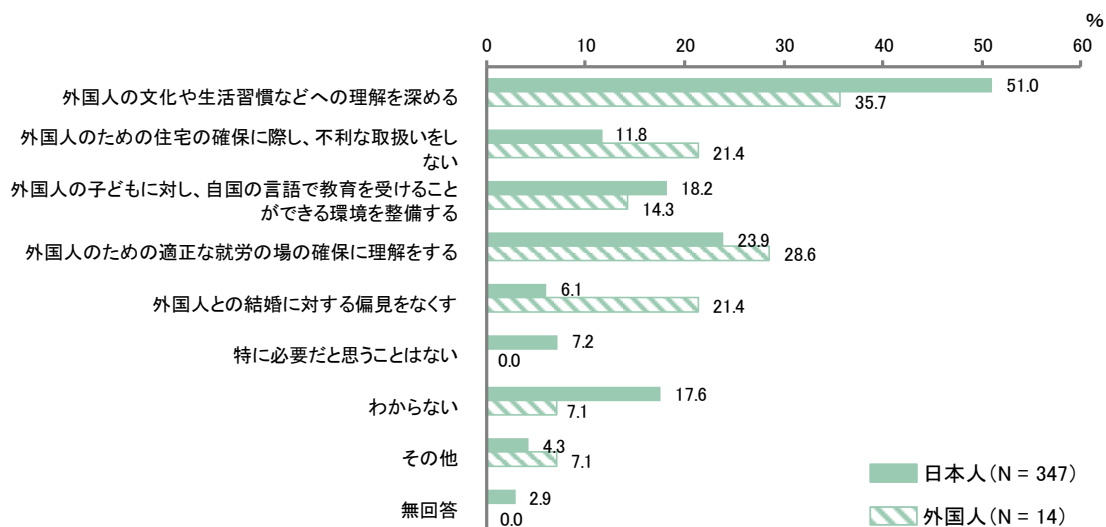


図 外国人の人権を尊重するために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 人権教育・啓発の推進

外国人に対する差別や偏見を解消するため、地域、学校、職場などあらゆるところで啓発を行います。

2 学校教育における国際理解教育の充実

外国人児童・生徒の自己実現を支援するとともに、全ての児童・生徒が多様な文化的背景を持つ人々と共生する心を培うことを目指した教育を推進します。

日本語指導や心のケア等も関係機関との連携を深めながら、学校としての支援・指導体制を確立します。

3 地域における国際理解、国際交流の推進

住民向け語学講座や国際理解講座の開催など、お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し、地域で生活する外国人との交流を進めます。また、友好・姉妹都市との交流事業を継続して推進します。

4 外国人が安心して暮らせる環境の整備

外国人が外国籍住民としての権利を保障する取り組みを関係機関と連携して推進し、また地域で生活する上での利便性を十分に考慮し、公共施設の案内板などの外国語表記や在住外国人への生活情報の提供を積極的に取り組みます。



7 インターネットによる人権侵害

国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法[※]）」、平成 17（2005）年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、平成 21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」を施行するなど、さまざまな対策を講じています。

急速に普及したインターネットや携帯電話は、利用者に大きな利便性をもたらし、今や日常生活に不可欠なものになっています。一方、掲示板や学校裏サイトなどの匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害し、差別を助長する表現や有害な情報の掲載も増えています。また、インターネットを通じて大量の個人情報が流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。さらに、最近はより簡単に SNS（LINE や Twitter）などで、誰もが発信者となるのが可能となっています。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思うインターネットによる人権侵害について、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」が 59%と最も高く、次いで「個人情報などが流出していること」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が高くなっています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が 45%と最も高く、次いで「インターネット利用者やプロバイダ[※]等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が高くなっています。

学校において、児童生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象とした携帯電話やインターネットに関する講習会などに取り組むなど、良識ある情報発信者としてのマナーやモラルを守るなどの啓発活動がますます重要となってきます。また、個人情報保護の体制強化とともに、インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることも必要となっています。

一方、利用者に対する教育と啓発の推進だけでなく、不適切な情報発信者に対する監視・取締りの強化や規制・罰則の強化が求められています。

※プロバイダ責任制限法：

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

※プロバイダ：

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

図 特に問題があると思うインターネットによる人権侵害について

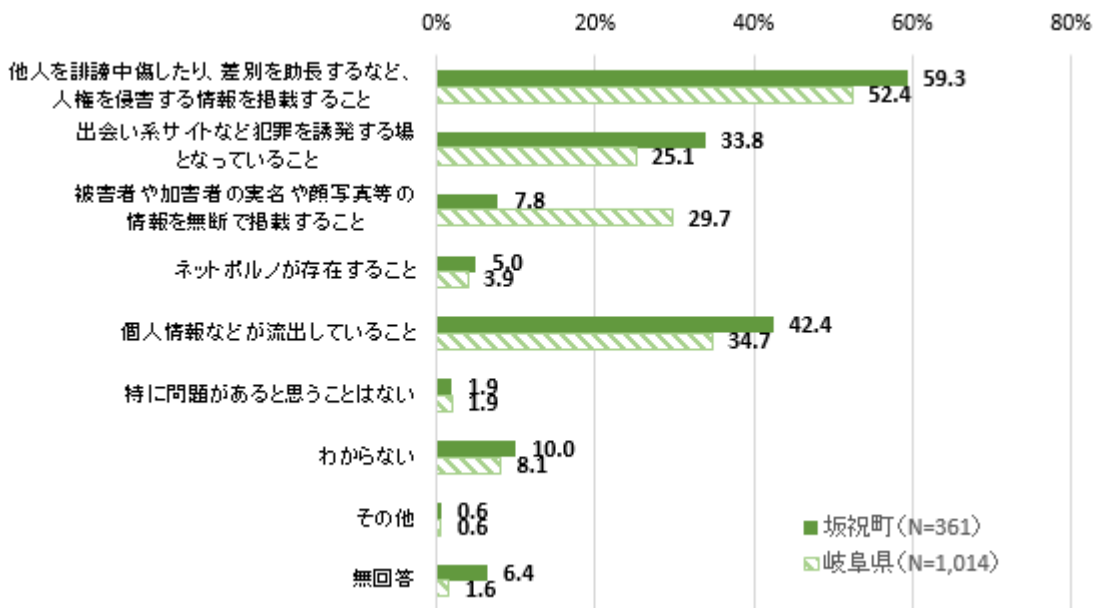
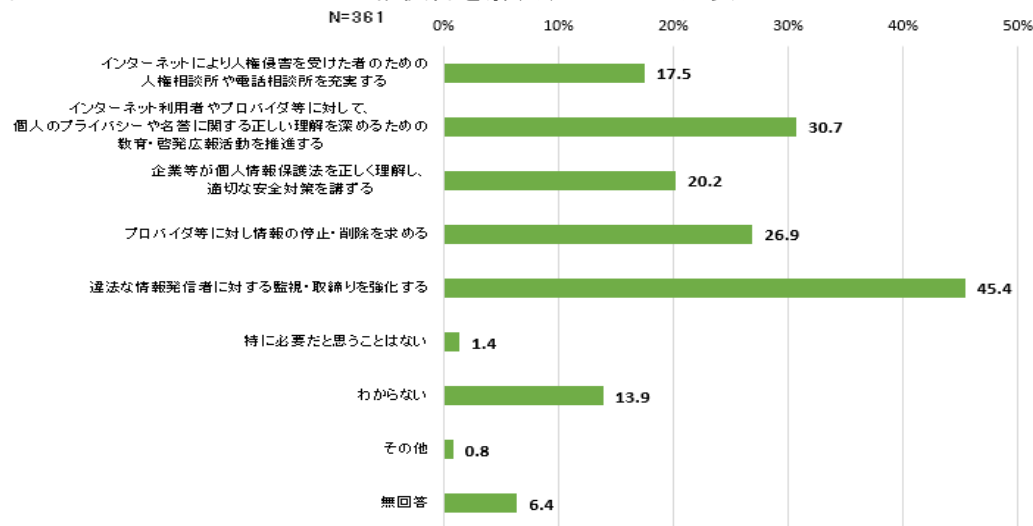


図 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進し、人権侵害の早期発見と速やかな削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

2 人権侵害の相談への対応と個人の責任やモラルについての教育の充実

人権侵害の相談に応じることや、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進します。

学校では、インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成や向上に努めます。

8 感染症患者等の人権

国においては、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」の制定後、平成21（2009）年に「ハンセン病*問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。また、平成9（1997）年に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者やHIV*感染者、ハンセン病患者・元患者についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

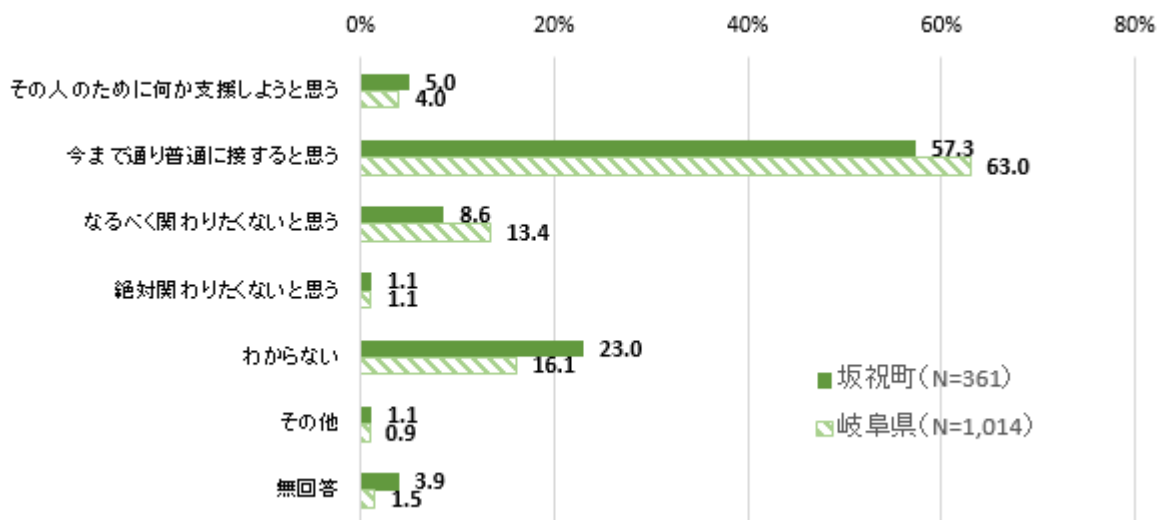
しかしながら、感染症などの病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、人権意識の育成が不十分であるために、患者・感染者等に対して、偏見に基づくさまざまな人権侵害が生じてきました。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方について、「今までどおり普通に接すると思う」が57%と最も高く、県と比較して「なるべく関わりたくないと思う」が低く、「わからない」が高くなっています。また、ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために重要なことは、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が36%と最も高く、次いで「ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する」「ハンセン病に関する講演会を開催する」が高くなっています。

最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者やその家族、さらには医療従事者に対しても偏見や差別が生じており、重大な社会問題となっています。

このようなことから、ハンセン病やHIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、どの人も認められ、受け入れられて、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

図 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方について



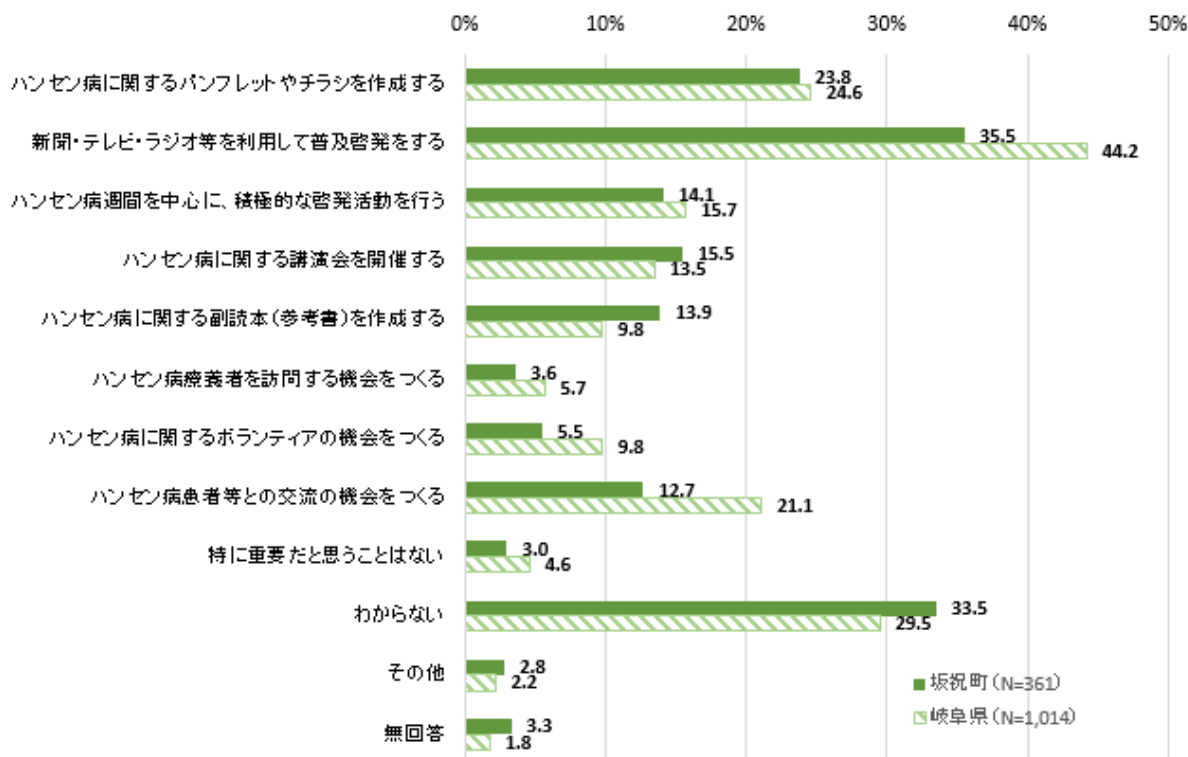
※ハンセン病：

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性的細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

※H I V（エイズウイルス）：

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

図 ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために重要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 感染症等に関する正しい知識の普及と啓発の推進

エイズ予防月間や世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、広報や街頭啓発、講演会などあらゆる機会を活用した幅広い取り組みを行い、正しい知識の普及啓発を進め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めます。

2 患者の権利に関する啓発の推進

医療における自己決定権を患者が有しているということを踏まえ、医療・保健関係職員と患者や家族の話し合いが十分になされ、患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解した上で、信頼関係に基づき納得した医療が提供されるインフォームドコンセント[※]や、セカンドオピニオン[※]について、関係機関と連携を図りながら啓発を推進します。

※インフォームドコンセント：

医師が患者に対して、治療を開始する前にこれから始める治療内容について「なぜこの治療が必要なのか」「どのくらいの期間がかかるのか」「この治療をすることによる効果はどういったものか」「治療にかかる費用」等を、わかりやすく説明をし、その上で患者から同意を得ることを言います。

※セカンドオピニオン：

今かかっている病気や、その治療法について理解を深め十分に納得するため、他の病院の専門医の意見を聞いて参考にすることです。治療を受けるかどうかを判断するための患者側の一つの手段です。

9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障がいとなるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を凶ろうとした場合の問題について、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が47%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」「就職や職場等で不利な扱いをされること」が高くなっています。また、日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人々が刑を終えて出所した人であるとわかったときの対応は、「つきあいはかわらないが、いろいろ気をつけてつきあう」が42%と最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあっていく」が高くなっています。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

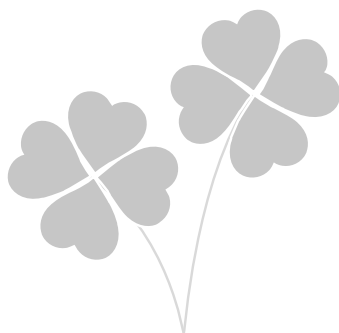


図 罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題について

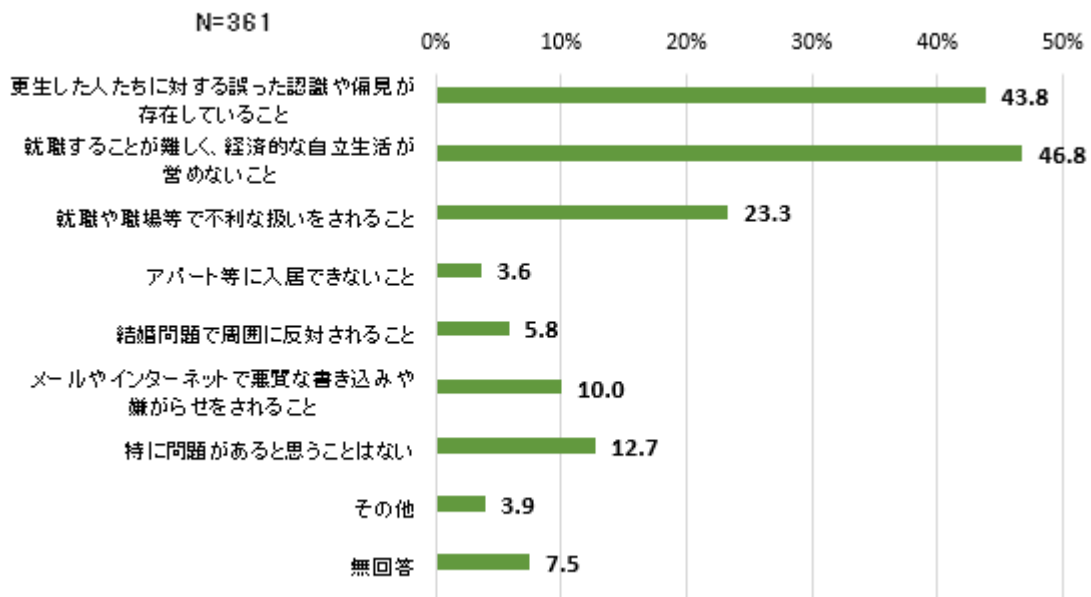
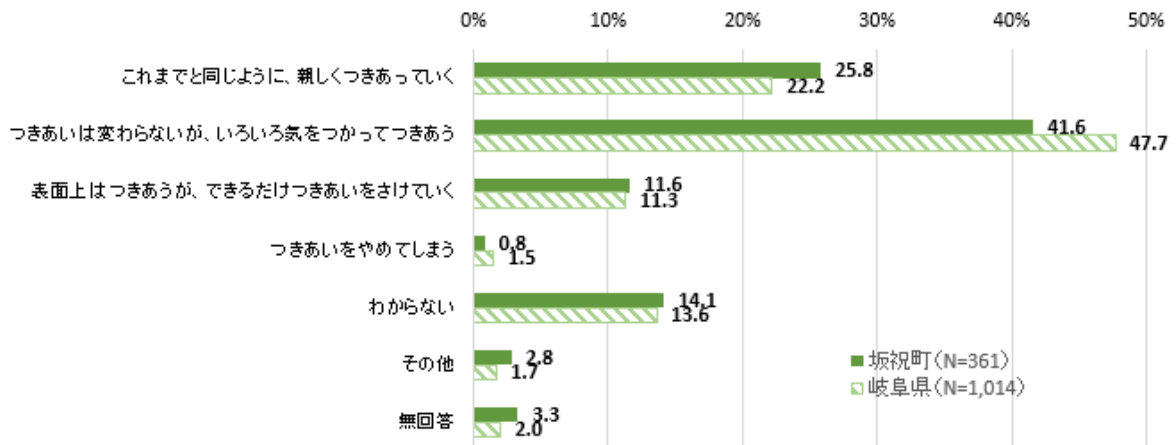


図 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人々が刑を終えて出所した人であるとわかったときの対応について



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発活動の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、また、社会復帰に資するために関係機関、関係団体と連携・協力して、差別や偏見がないように啓発活動を推進します。

10 犯罪被害者とその家族の人権

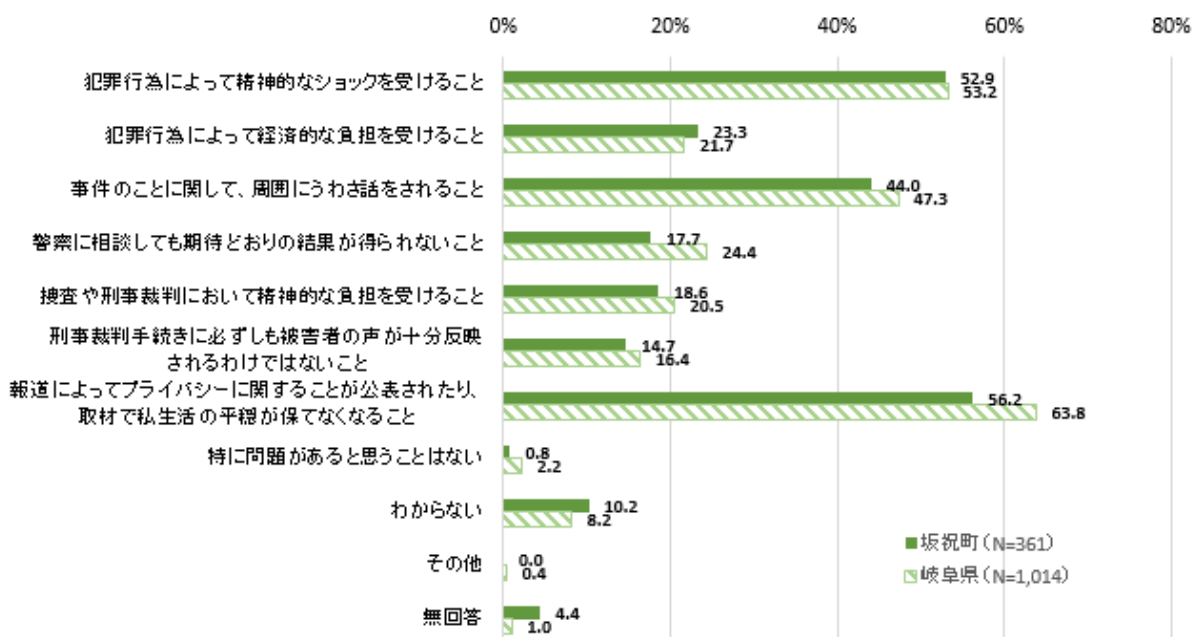
国においては、平成 17（2005）年に、「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があります。しかし、ひとたび被害に遭うと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う犯罪被害者とその家族の人権問題について、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が 56%と最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が高くなっています。また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことは、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が 42%と最も高く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」「犯罪被害者とその家族のための人権相談所や電話相談所を充実する」が高くなっています。

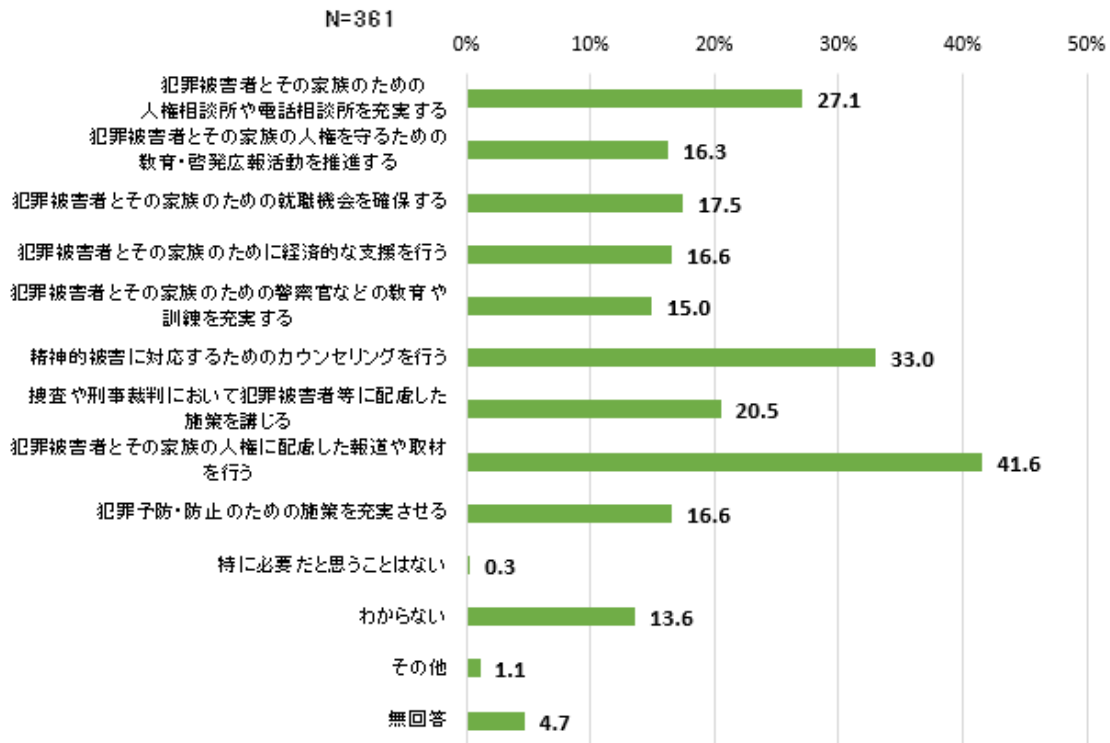
犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があります。

図 特に問題があると思う犯罪被害者とその家族の人権問題について



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

図 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成 28 年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 被害者の心情に配慮した対応と支援活動の推進

「犯罪被害者等基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するための施策を推進します。

2 被害者への相談体制の充実及び被害者の安全確保の推進

犯罪被害者等の支援業務を行っている専門機関・関係機関等の存在の周知を図るとともに、それらの機関と連携し、相談体制及び被害者の安全確保の推進を図ります。

11 性的指向^{*}、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権

性については多様なあり方があります。自分の性別に対する違和感がなく性的指向が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）、生まれた時の法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人（トランスジェンダー）やその不一致に悩む「性同一性障がい^{*}」の人など、さまざまな性を生きる人がいます。

国においては、平成 16（2004）年 7 月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになりました。

坂祝町人権に関する住民意識調査では、特に問題があると思う性同一性障がい者の人権問題について、「性同一性障がいに対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」が 50%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」「地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること」が高くなっています。また、特に問題があると思う性的指向の異なる人の人権問題について、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」が 45%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」「法律が整備されていないこと」が高くなっています。

最近では、同性による家族関係を公的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体があり、行政サービスの向上を図りつつ地域での住み易さが求められています。

すべての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていくことが必要です。

※性同一性障がい：

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機構（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

※性的指向：

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などを指します。

図 特に問題があると思う性同一性障がい者の人権問題について

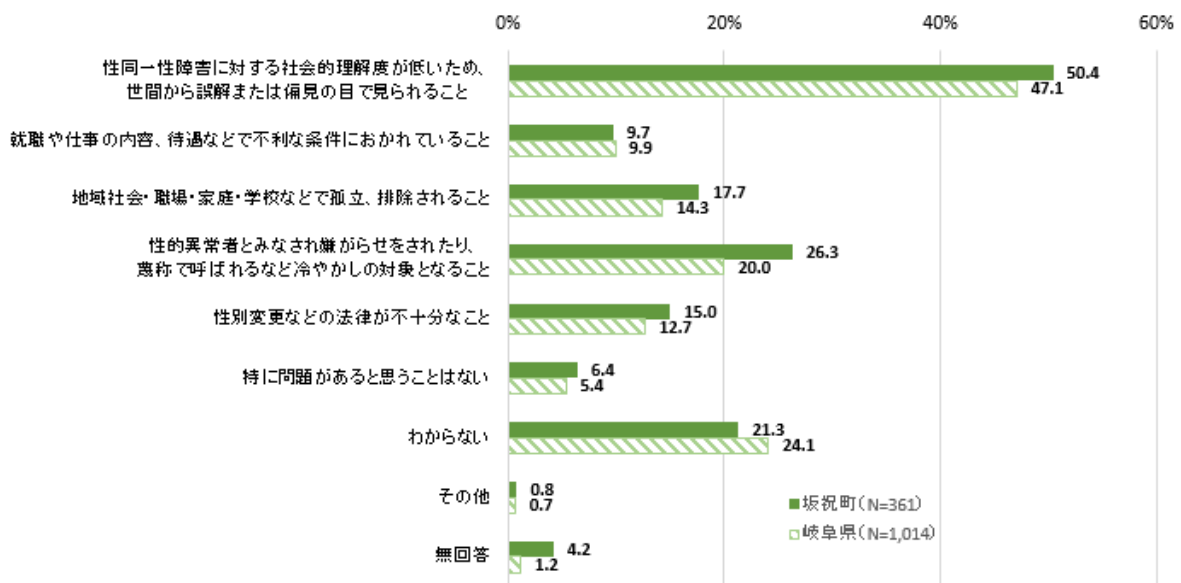
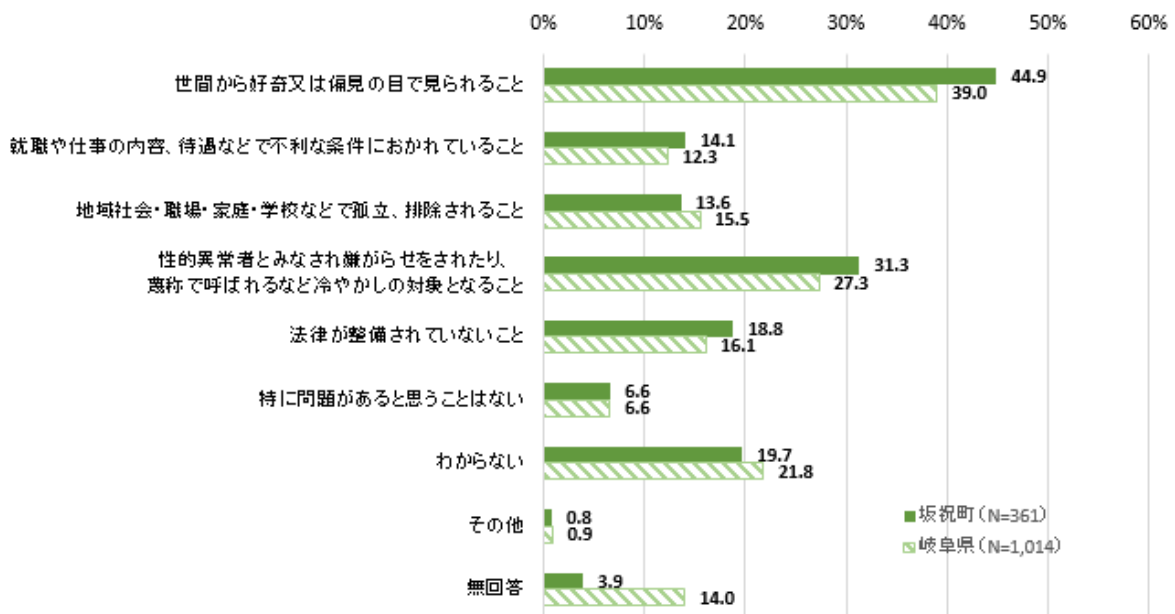


図 特に問題があると思う性的指向の異なる人の人権問題について



資料：坂祝町人権に関する住民意識調査（平成28年度実施）
人権に関する県民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）や性自認を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動に努めます。

12 さまざまな人権問題

近年、国内では、大地震や土砂災害、台風や豪雨、大雪などさまざまな自然災害が頻発しています。自然災害が発生した時には、高齢者をはじめ障がいのある人、子どもや病人など災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに多くの困難を抱えます。

平成 23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、地震や津波災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が長期の避難生活を強いられ、避難所などで特別な配慮を必要とする高齢者、障がいのある人などへの配慮やプライバシーの保護といった課題が問題になったほか、根拠のない風評被害なども問題視されました。また、児童生徒が避難先の学校でいじめを受けるなどの人権侵害も起こりました。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

また、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為を行うパワーハラスメントも社会問題化しつつあります。

その他にも、アイヌの人々の人権問題、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権問題、人身取引などさまざまな人権問題が存在しています。

【施策の方向】

1 啓発の推進

国、県と連携を図り、住民に対して、地震等震災に起因する人権問題などについて、「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち、正しい情報の提供を推進します。

坂祝町人権施策推進指針

令和4年3月

編集：坂祝町役場 窓口税務課

〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18

TEL：0574-66-2405 内線 223